

令和3年第5回農業委員会総会会議録

令和3年第5回船橋市農業委員会総会を令和3年5月11日午後3時00分船橋市役所11階大会議室に招集する。

出席委員

農業委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

石神 啓二 白井 廣司

議長	それでは、出席数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第5回農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴者はおりますか。ある場合は、傍聴者の入室を許可します。
局長	傍聴者はありません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 5番、湯浅清春委員と、9番、藤城孝義委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から5を上程いたします。

議長

土橋審査班長

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

それでは、今月6日、織戸孝委員、石神啓二推進委員と共に審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

1号議案の1から3につきましては、関連議案でありますので、一括して説明いたします。1号議案の1から3につきましては、米ヶ崎町及び東船橋に在住の譲受人が、母から贈与によりそれぞれ取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約251アール、農業従事者は5名で、世帯従事日数は900日、農機具を一式保有しております。

議案書3ページ、地図4から5ページをご覧ください。

1号議案の4につきましては、米ヶ崎町に在住の譲受人が母から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約65アール、農業従事者は2名で、世帯従事日数は300日、農機具を一式保有しております。

議案書3ページ、地図6から9ページをご覧ください。

1号議案の5につきましては、米ヶ崎町に在住の譲受人が父から贈与により取得し、農業経営の安定を図るものです。

経営面積は約199アール、農業従事者は3名で、世帯従事日数は900日、農機具を一式保有しております。

以上、5議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われ
ます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

1号議案の1から3は経営面積を見ると一緒なので、同じ世帯ということでしょうか。

土橋審査班長

譲受人3人は兄弟です。母からほぼ平等に3分の1ずつ贈与をうけるということです。農業経営の実態は、これから今までどおりと
いうような関係ではないでしょうか。事務局、補足お願いします。

議長

事務局、お願いします。

事務局

経営は同一経営体になっております。農地へは通いで行っております。

齋藤委員
事務局
齋藤委員
議長
議長
局長
議長
石井審査班長
議長
議長

皆さんと一緒に働いているということですね。

はい。

はい、分かりました。

ほかにご質問、ご異議等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

農地法第3条許可申請について、議案第1号の6を上程いたします。

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

それでは、今月6日、小川晃委員、白井廣司推進委員と共に審査をいたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図10から11ページをご覧ください。

1号議案の6につきましては、西船6丁目に在住の譲受人が、当該地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は約171アール、農業従事者は4名、世帯従事日数は1,000日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われ
ます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご意義はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

局長
議長
石井審査班長

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1から2を上程いたします。

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図12から14ページをご覧ください。

2号議案の1につきましては、市内で造園業を営む親族からの要望を受け、当該地を貸資材置場用地として整備するものです。

現地は登記地目が田の畑で、隣接地は、田及び用悪水路となっており、周囲は簡易土留めを施工、雨水及び場内から発生する雑排水については、碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま。また、隣接農地所有者には説明済です。

資力については、残高証明書で確認済です。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図15～17ページをご覧ください。

2号議案の2につきましては、周辺地域住民及び法人からの要望を受け、当該地を貸駐車場用地として整備するものです。

現地は畑で、隣接地は、畑・宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は、碎石転圧舗装による自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま。また、隣接農地所有者には説明済です。

資力については、残高証明書で確認済です。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

なお、周辺地域住民及び法人からの要望書が添付されており、また前面道路は私道のため、所有者より、通行を承諾する旨の書面が提出されております。

農地の区分については、申請地が、水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に、船橋市立

八木が谷小学校と船橋市立八木が谷中学校の教育施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、2議案につきましては許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等、ございませんでしょうか。

菊池委員。

菊池委員

地図の13ページを見ているのですが、東側の隣接地は田ですね。

石井審査班長

田ですね。登記地目は田になります。

菊池委員

この辺りで水稲やっている方はいるのですか。

石井審査班長

はい。

菊池委員

田植しているところだったら、工事をやると影響があるでしょう。

石井審査班長

地目は田ですけど、現状は土を盛って畑にしています。

菊池委員

地目は田ですよ？

石井審査班長

はい。

菊池委員

土を盛っているのは何ですか、耕作放棄しているのですか。

石井審査班長

端に野菜を作っています。

菊池委員

そういうことですか。分かりました。そこに大きな影響はないと判断されているのですね。

石井審査班長

はい。

菊池委員

どうもありがとうございます。

議長

ほかにご質問、ご異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

局長
議長
土橋審査班長

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から3を上程いたします。

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

それでは引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図18から22ページをご覧ください。

3号議案の1及び2につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

3号議案の1につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地10棟として転用するものです。

3号議案の2につきましては、当該開発と併せて、各戸居住者のための多目的スペース用地として区域外整備するものです。

現地は登記地目が田の畑で、隣接地は、田・水路及び宅地となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水貯留槽を設置し、抑制後、雨水管に接続、汚水・雑排水は各戸の汚水枳を介して汚水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われれます。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行なわれており、都市計画法の手続については、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、3号議案の1につきましては、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性

がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

また、3号議案の2につきましては、現地が、住宅・事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域にあることから、第3種農地と判断します。

議案書5ページ、地図23～25ページをご覧ください。

3号議案の3につきましては、市外で不動産業を営む譲受人が、複数事業者からの要望を受け、当該地を取得し、貸駐車場用地として整備するものです。

現地は田で、隣接地は田及び水路となっており、周囲はブロックを施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、隣接農地所有者への説明が行われております。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われま

議長

す。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等、ございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

3号の2、事務局でどういうことか説明をいただきたいのと、あと、3号の3の貸駐車場用地ですが、地図の25ページに図面がありますけれども、その一番下のところに、真ん中にスロープがあって、ここが出入口でしょうが、その両隣、面積が広がっています。この部分の活用法をお聞かせください。また、貸駐車場28台というのは、これを入れずに28台なので、これはどういうことか聞きたいです。

土橋審査班長

初めの5の1と2についてですね。

齋藤委員

はい。

土橋審査班長

2の細長い筆のことですよ？

齋藤委員

はい。

土橋審査班長

これは今回、この譲渡人は、南北の住宅開発のときに細長く残ってしまったようです。これだけ持っていても活用法がないから、こういう形で合わせて売る、というわけです。

齋藤委員

そうしますと、10棟あって、そこに少しずつ分けると。

土橋審査班長

はい。各10等分して、南側は共同で通路にして、残りは倉庫を置くなどして使うとのこと。

齋藤委員

そういうことですね。分かりました。

議長

事務局、もう1点。

事務局

3号議案の3について、スロープの左右の空白の部分のことですね。

事務局

おっしゃるとおり、これを除いての台数の設定になっています。道路と申請地に約80センチ高低差があります。出入りのためスロープを作りますと、その左右については安全に車を止めることができなくなってしまうので、ここは通常の砂利敷きの管理用地になります。

齋藤委員

では、このスロープというのはここだけではなく、全体がスロープになっていて、道路としては真ん中のスロープを使うということですか。

事務局

真ん中の部分だけスロープになっています。左右は平らで、それ以外の駐車場部分と同じ平面になっております。

齋藤委員

そうすると、そこにはちょっと入れないからということですね。

事務局

はい。

齋藤委員

そうしますとそこは木を植えたりするのですか。

議長

事務局。

事務局

特にそういった計画は予定しておりません。砂利敷きの通常の管理をしていくそうです。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

はい、分かりました。

議長

ほかにご質問等、ご異議等、ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の4から5を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図26から28ページをご覧ください。

3号議案の4につきましては、小売業を営む譲受人が、当該地を賃借し、来客用駐車場用地として整備するものです。

当該地は、所有者が平成23年に相続する以前より、貸駐車場として整備し、当該小売店に貸し出しているため、追認申請をするものです。

なお、違反転用に当たるため、始末書が添付されています。

現地は既にアスファルト敷きで、隣接地は宅地・雑種地・登記地目が畑の雑種地及び道路となっており、雨水については浸透アスファルトによる自然浸透、及び側溝へ排水することから隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われまます。また、隣接に農地はありません。

農地の区分については、申請地が住宅・事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域にあることから、第3種農地と判断します。

議案書6ページ、地図29から31ページをご覧ください。

3号議案の5につきましては、都内で重機リース販売業を営む譲受人が、隣接の既存資材置場が手狭であることから、当該地を賃借し、資材置場用地として整備するものです。

現地は登記地目が山林の畑で、隣接地は、道路及び転用済みで、現況雑種地の山林となっており、周囲は安全鋼板を施工、雨水については、砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、隣接に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われま

議長 さい。ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

石山委員。

石山委員 4番ですけど、既に駐車場用地として貸付けしているところをとお聞きしたのですが、その場合、そのまま貸していれば良いものを、わざわざこういう形で申請してきたというのはどういった理由があるのでしょうか。

議長 審査班。

石井審査班長 以前に倉庫なり何かが一部に点在して建っていたものですから、それを取り払って更地にしていただいとということが許可条件で出されておりました。

議長 事務局、補足説明。

事務局 補足説明いたします。ここの土地に関しては、許可を得ずに駐車場として使っていたことから、違反指導を事務局で行っておりました。今回、正式な手続を取る準備が整いましたので申請に至ったものです。

石山委員 仮に違反指導していなければ、そのままだった可能性もあると考えていいのですか。

議長	事務局。
事務局	発見次第、指導を行うことになったであろう案件です。
石山委員	分かりました。
議長	ほかに質問等。
	菊池委員。
菊池委員	議案の5について、地目が両方とも山林になっていますね。現況が畑という土地というのは、地目が山林だったら、農地ではないわけだから地目としては。農地法の対象にならないのかと思っていたのですが、そうではないのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	こちらの土地につきましては、農地台帳上、農地として登録されていますし、現況が畑なので、農地法の制限がかかる土地になっております。
菊池委員	農家から申請があるわけですね。農地としたいと。
議長	事務局。
事務局	はい、おっしゃるとおりです。
菊池委員	この隣の地図、30ページ、平成31年に許可されていますが、同じ状況です。申請があった段階で、農地とすると考えるのですね、農業委員会として、あるいは行政としては。
議長	事務局。
事務局	はい、そうです。
議長	ほかにご質問、ご異議等。
	(「異議なし」の声あり)
議長	それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

特定農地貸付申請について、議案第4号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、土橋審査班長の報告を求めます。

土橋審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書7ページ、地図32から34ページをご覧ください。

4号議案につきましては、特定都市農地貸付承認申請についてでございます。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づき、承認申請が提出されたもので、目的は市民農園の開設です。

申請地は、西船2丁目の畑、6筆、面積は3,286平方メートルのうち2,958平方メートルで、市街化区域内の生産緑地に指定されている農地であります。総区画数は184区画で、1区画10平方メートルが160区画、3平方メートルが24区画となっております。

当承認申請に先立ち、令和3年4月13日付で船橋市、農地所有者、開設者との3者で貸付協定が締結され、本申請に写しが添付されております。

貸付協定において、開設者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に、協定を廃止する旨がうたわれております。また、申請書に添付された「特定都市農地貸付規程」にて、10アール未満の農地の貸付けで、広く利用者を対象としていること、営利を目的としない農作物の栽培であること、貸付期間が5年を超えないこと等が確認できました。

これらは、特定都市農地貸付に係る基準を満たすものと認められます。

以上、本議案につきましては、承認相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等、ございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 今、ご説明あったように、営利を目的としていないということで認められたということなので、ちょっとお聞きしたいのですが、これはおいくらで貸すのでしょうか。平方メートル。分かれば教えていただきたいと思います。

議長 今、調べてもらっています。市民農園の利用者が営利を目的としない作物を作ることであって、開設者が営利を目的としていてもいいです。

齋藤委員 その開設者が営利を目的としていても。

議長 営利を目的としない作物を、農園を借りる方が作るということです。勘違いがあるかと思われます。

齋藤委員 はい、ありました。

事務局 区画の賃料ですが、10平方メートルの区画が年額〇〇〇円。
3平方メートルにつきましては、1区画〇〇〇円が年額となっております。

土橋審査班長 いいですか、会長。

議長 はい。

土橋審査班長 これは参考までに。以前、前原でありましたね。

齋藤委員 はい、ありました。

土橋審査班長 私は現地を見に行ったことがあるのですが、道具は一切揃っており、常に指導員がいました。来る人は身ひとつで行って、そこで道具は用意してある。水もある。そこで、本当に農業を楽しむというか、そういう感じです。

議長 正直言って、3平方メートルは2畳ないですから、レクリエーション的に考えていただけると。
菊池委員。

菊池委員 常識的に考えると、これは小作で出すわけで、譲受人が小作して借りているのですよね。そして小作地を180人の又小作人に貸すと、こういう形ですよ。理論的に言えば。

議長 地主から借り受けて、それを貸しているわけですね。

菊池委員 はい。又小作でしょう。小作料取っているわけだから。

- 議長
土橋審査班長
菊池委員
- 先ほど土橋委員が言っていましたけれど、それに対して指導員や道具ですとか、いろいろ揃っているわけですね。そうです。
- いや、これを悪いと言っているわけではありません。
- 法的に考えたときに、又小作というのは、当然、農地法で許容されなかったものですね。これはどうして農地法の3条移転にならないのかということがまず第一の質問で、もし、ならないとしたら、農地法がどこかで変わったはずですが、それはどういう法的根拠でこういうことが可能になったか。
- 議長
事務局
- 事務局。
これは又小作とは違うものと考えます。法的にも又小作とは扱っておりません。なぜ又小作ではないかという、借りる側があくまでも一般人であり、農地法3条が行える条件がそろっていない方が、農業に興味があつて、あくまでも農の体験という位置づけで農地を使うことができる余暇活動として農地を耕作することができる家庭菜園の延長の場所、庭の一部に野菜を植えるのと同じ考え方で、この制度を認めるといったのが、先ほど所見でも申し上げました条文でございます。
- 菊池委員
事務局
- 何の条文にですか。
農地法の特例に関する法律第3条です。あくまでも特例的にこういった経験、体験をするための農地として、一般人の方も農業の従事する要件がなくても行うことができるという特例を設けて、こういった制度になっております。
- 菊池委員
事務局
- その特例法に基づいて許可は出されると。
はい。
- 菊池委員
議長
- 分かりました。どうもありがとうございます。
ほかに。高橋委員。
- 高橋委員
土橋審査班長
- これは借りているわけですね、この農地を譲受人さんが。これは3年ですか。
とりあえず3年です。
- 高橋委員
- しかし、その農地は納税猶予を受けているということですから、3年過ぎたら、また考えるということですか。

議長 事務局。事務局。

事務局 3年経って継続することもできますし、そこでやめることもできます。先ほど所見にて申し上げましたが、適正に管理ができないという状況になれば、三者で結んだ協定により、この利用の仕方、この貸付けが終了することになります。

議長 ほかにご質問は。石山委員。

石山委員 不動産で言えば不動産の仲介業者と同じで、農地の仲介業者みたいな、こういうビジネスは新しいビジネスとして、私は初めて聞いたのですが、今後出るのですか。あるいは、今でもまだかなりあるのでしょうか。

議長 はい。局長。

局長 今まで市街化の農地については、宅地にすべきものという判断があったのですが、今、市街化の農地については、都市にあるべきものという考え方に変わってきて、新たに、都市農地の貸借の円滑化に関する法律というのができたのです。それに基づいて、市街化の、例えば生産緑地とか、納税猶予がかかっている土地であったとしても、要は、きちんとした規定に基づいて貸すことができるようになったというような形です。

ですので、今回の貸付けについても、船橋市と所有者、それから今回借りる譲受人さん、三者の協定をきちんと結び、その上で、法律にのっとって貸す形ですので、先ほど土橋審査班長からもあったのですが、以前、船橋市においても、同じ業者が前原において、同様な形の貸付けを既にやっております、私もそこを実際に見に行ったのですが、きちんと今も継続してやられているというようなことで、この業者さんが、今回、船橋市において2回目、この土地について同様に申請をしてきたということです。地図にもありますように、周囲が宅地に囲まれている場所ですので借り手も多い、そういう意味で、何も計画も練らずにここへ来たということではなくて、そういうことも合わせて、当地を選んで、今回の申請に至ったと思います。ですので、今後もこういう形は想定されると思います。

議長 菊池委員。

菊池委員 勝手なお願いですけれども、これは非常に新しい試みで、将来的に都市の農地を保全する意味で有効な手段の1つかもしいないと思うので、ぜひ、何か機会があったら、ここを農業委員会として見学させていただくような、そういうような機会を設けていただけたらありがたいなど、要望でございます。

議長

はい。

局長

コロナウイルス感染症が落ち着きましたら、また計画できるかなと思っております。

議長

ほかにご質問等、ございませんでしょうか。

なければ採決いたします。

本議案につきまして、特定都市農地貸付けとして、承認相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第5号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

5号議案につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

議案書8ページ、地図35から36ページをご覧ください。

5号議案につきましては、三咲5丁目の畑、面積は264平方メートルであります。

当該地は平成18年に相続し、相続以前より宅地として利用されており、現在に至っております。

20年以上宅地であった旨の証明として、昭和41年8月29日撮影の航空写真が添付されております。

以上、本議案につきましては農地法の許可を要しない土地と思われま。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断することの挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可を要しないと決しました。

局長
議長
事務局

局長。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案第6号を上程いたします。

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案4号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。

議案書は9ページです。

1につきましては、南三咲に在住の申請人の夫が、令和2年11月に死亡したことにより、耕作地、4筆、計9,515平方メートルのうち、生産緑地である南三咲の畑、3筆、計8,854平方メートルのうち、8,218平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地在農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われま。

2につきましては、前貝塚町に在住の申請人の父が、令和2年7月に死亡したことにより、耕作地、5筆、計7,115平方メートルのうち、生産緑地である行田町の畑、1筆及び前貝塚町の畑、2筆、計4,951平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地在農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われま。

3につきましては、旭町に在住の申請人の父が、令和2年11月に死亡したことにより、耕作地、8筆、計1万2,195.63平方メートルのうち、旭町の畑、4筆、計7,631.63平方メートルのうち、7,615.13平方メートルについて、相続税の納税猶予を受ける適格者として、証明願の申請がありました。

事務局が調査したところ、現地在農地として利用されており、申請人から、今後も引き続き農業経営を行うことを確認しました。

したがって、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると思われま。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

議長 石山委員。

石山委員 3番目、7,615.13平方メートルに納税猶予を受けるということは、実際に所有しているのは、1万2,195.63平方メートルということになるのですが、この残りの部分は納税猶予を受けないと理解してよろしいのですか。

議長 事務局。

事務局 おっしゃるとおりです。この指定された面積のみと。

石山委員 はい。

議長 ほかにご質問、ご意見等、ございませんでしょうか。

議長 （「異議なし」の声あり）

議長 それでは、採決いたします。

議長 本議案につきまして、相続税の納税猶予の適格者と認定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員一致であります。よって、適格者と認定することに決しました。

局長 局長。

局長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第7号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第7号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてでございます。

事務局 議案書は10ページです。

事務局 1につきましては、飯山満町に在住の農業従事者が生産緑地法第10条の規定による「農業に従事することを不可能にさせる故障」が生じたことにより、耕作地、8筆、計5,217平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている飯山満町の畑、1筆、1,074平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局 事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業

の主たる従事者であると思われます。

2につきましては、西船に在住の農業従事者が令和2年12月26日に死亡したことにより、5名の相続人から、生産緑地の指定を受けている耕作地、8筆、計3,787平方メートルのうち、西船の畑、1筆、1,074平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認、及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が、生産緑地法施行規則第3条の規定に基づく、農業に一定割合以上従事していた者であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することに決しました。

局長。

局長 令和3年度第2次農用地利用集積計画について、議案第8号を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石神推進委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

（石神推進委員退席）

議長 それでは本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第8号につきましては、令和3年度第2次農用地利用集積計画について、でございます。

議案書は11ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の

規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、藤原7丁目の畑、1筆、3,788平方メートルに賃借権3年を新規に設定するものです。

また、2は、更新による継続契約についてでございます。古和釜町の田、1筆、444平方メートルに賃借権3年を継続して設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和3年度第2次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

石神推進委員、入室をお願いします。

(石神推進委員入室)

議長 局長。

局長 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、議案第9号を上程いたします。

議長 それでは本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局 議案第9号につきましては、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。

議案書は12ページです。

相続税納税猶予の特例適用を受け、20年間の営農の継続により納税が免除される者について、船橋税務署長から、該当する農地の

利用状況について、確認書の提出が求められたものです。

確認内容としましては、「1.自ら所有し、自ら農地として使用している」「2.自ら農地として使用していない」「3.譲渡等により、現在所有していない」。以上の3つから選択して回答するものです。

相続人の住所、氏名、農地を相続した日と免除の予定日、該当する農地の所在、筆数及び面積につきましては、議案書のとおりでございます。

4月に事務局にて現地調査及び所有者への事情聴取を行い、これらの農地が、適切に耕作されていることを確認いたしましたので、該当農地について、「1.自ら所有し、自ら農地として使用している」ものとして、回答することを諮るものです。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、協議事項に移ります。

「令和4年度 船橋市の農地等利用最適化推進施策に関する意見について」でございます。

このことについて事務局より説明を願います。

事務局 それでは協議事項について、ご説明いたします。

議案書は12ページです。

農業委員会等に関する法律第38条の規定により、農業委員会は必要があると認めるとき、関係地方公共団体に対し、農地等の利用の最適化推進に関する意見を提出しなければならないと定められております。

このため、意見の提出の実施について、協議をお願いしたいと思います。

参考として、前回の意見書をお配りしております。

なお、意見を提出する場合は、市が予算を編成する前である8月から9月初め頃までの提出が望ましいと考えられます。

説明は以上でございます。

議長

本議案についてご意見はございませんでしょうか。

高橋委員。

高橋委員

この件に関しては、農政小委員会に付託するのがよろしいかと思えます。以上です。

議長

ほかにご意見ございませんでしょうか。

それでは採決いたします。

「令和4年度船橋市の農地利用最適化推進施策に関する意見について」、農政小委員会に付託することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よってそのように決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

それでは報告させていただきます。

報告事項（1）

農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書13ページから14ページに記載のとおり、4件の届出を受理いたしました。なお、あつ旋の希望があったものについては、今後、借手について調整予定です。

報告事項（2）

農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、議案書15ページから18ページに記載のとおり、3月中に17件の届出を受理いたしました。

報告事項（3）

農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、議案書19ページから27ページに記載のとおり、3月中に44件の届出を受

理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（４）

農地法第１８条６項の規定による通知について、議案書２８ページに記載のとおり、１件の通知がありました。

報告事項（５）

転用許可に伴う工事完了報告について、議案書２９ページから３２ページに記載のとおり、１１件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（６）

農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書３３から３６ページに記載のとおり、７件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に送付いたします。

報告事項（７）

農地の転用事実に関する照会について、議案書３７から３８ページに記載のとおり、２件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（８）

生産緑地地区における行為の制限の解除について、議案書３９ページに記載のとおり、１件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

報告事項（９）

国営手賀沼土地改良事業に伴う事業参加者の申出についてでございます。議案書３９ページをご覧ください。

４月総会にて、国営手賀沼土地改良事業に参加する資格の申出承認については、会長専決することとして採決されました。

令和３年４月１４日から１９日の申出期間において、申出者はありませんでしたので報告いたします。

以上、報告事項となります。

議長 以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。 (午後4時10分)

次に、事務連絡がございます。

事務局 _____ 事務連絡 _____

議長 次に、農政小委員長より連絡事項がございます。

農政小委員長 _____ 事務連絡 _____

議長 以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後4時12分第5回農業委員会総会の閉会を宣言した。